## 新旧対照表

## 【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて (平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号)】 (注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後

第5章 輸入通関関係

第1節 輸入申告

(輸入申告事項の登録)

1-1 輸入申告(特例申告貨物(法第7条の2第2項に規定する特例申告 貨物をいう。以下同じ。)の輸入申告、製造済外国貨物(法第58条の2に 規定する製造済外国貨物をいう。以下同じ。)の移出輸入申告又は総保出 輸入申告(以下この章において「移出(総保出)輸入申告」という。)並 びに関税法基本通達 67-4-6 に規定するマニフェスト等による輸入申告 を除く。)及び輸入申告に併せて行う関税等の納税申告並びに輸入許可前 引取承認申請(以下この節からこの章第6節まで及びこの章第15節におい て「輸入申告」という。)を行う者及びその代理人である通関業者(以下 この節において「通関業者等」という。)がシステムを使用して輸入申告 を行う場合は、当該輸入申告に先立ち、次のいずれかの方法により輸入申 告事項の登録を行うことを求めるものとする。

なお、納税義務者が、MPN利用方式又はリアルタイム口座振替方式に よる関税等の納付を希望する場合には、税関手続オンライン化省令第5条 第1項の規定に基づき、当該納付を行いたい旨のコードをシステムに併せ て入力するものとする。

(1)及び(2) (省略)

また、TPP11 協定附属書2-D第B節及び付録C又はRCEP協定第 2・6条に規定する「関税率の差異」のある産品について、譲許されてい 記載することとする。

改正前

第5章 輸入通関関係

第1節 輸入申告

(輸入申告事項の登録)

1-1 輸入申告(特例申告貨物(法第7条の2第2項に規定する特例申告 貨物をいう。以下同じ。)の輸入申告、製造済外国貨物(法第58条の2に 規定する製造済外国貨物をいう。以下同じ。)の移出輸入申告又は総保出 輸入申告(以下この章において「移出(総保出)輸入申告」という。)並 びに関税法基本通達 67-4-6 に規定するマニフェスト等による輸入申告 を除く。) 及び輸入申告に併せて行う関税等の納税申告並びに輸入許可前 引取承認申請(以下この節からこの章第6節まで及びこの章第15節におい て「輸入申告」という。)を行う者及びその代理人である通関業者(以下 この節において「通関業者等」という。)がシステムを使用して輸入申告 を行う場合は、当該輸入申告に先立ち、次のいずれかの方法により輸入申 告事項の登録を行うことを求めるものとする。

なお、納税義務者が、MPN利用方式又はリアルタイム口座振替方式に よる関税等の納付を希望する場合には、税関手続オンライン化省令第5条 第1項の規定に基づき、当該納付を行いたい旨のコードをシステムに併せ て入力するものとする。

(1)及び(2) (同左)

また、TPP11 協定第2章第B節及び付録Cに規定する「関税率の差異 」のある産品について、譲許されている税率のうち、最高税率の適用を受 けようとする場合は記事欄にその旨を記載することとする。